

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条** 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づきこのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスを提供します。
- 2** 前項のほか、当社は、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに付随するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付随サービス」といいます。)を、この約款により提供します。
- 3** 平成27年11月4日より(E)データサービスの申込みの受け付けを終了します。
- 4** 令和元年9月12日より4G通信サービス契約約款に規定する4Gデータ通信サービス(E)の指定の受け付けを終了することに伴い、(E)データ特定契約サービス(4G)契約の新たな締結を終了します。
- 5** 令和6年7月31日をもって(E)データサービスを廃止します。

(約款の変更)

- 第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2** 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款、注及び別記においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ソフトバンクモバイル(E)データ通信網	FDD-LTE方式又はTDD-LTE方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス	ソフトバンクモバイル(E)データ通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
サービス取扱所	(1) ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
(E)データサービス契約	当社から(E)データサービスの提供を受けるための契約
(E)データサービス契約者	当社と(E)データサービス契約を締結している者
(E)データ特定契約サービス(4G)契約	当社から(E)データ特定契約サービス(4G)の提供を受けるための契約
(E)データ特定契約サービス(4G)契約者	当社と(E)データ特定契約サービス(4G)契約を締結している者

契約者	(E)データサービス契約者又は(E)データ特定契約サービス(4G)契約者
移動無線装置	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り又は受けるための当社の電気通信設備
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備
契約者回線	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は、同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成16年総務省令第15号)第3条に規定する種類の端末装備の機器
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第10条第1項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第16条第1項に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(E)データチップ	契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社がソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
携帯電話事業者	当社又は協定事業者であって、電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
BWA アクセスサービス事業者	協定事業者であって、BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者
相互接続通信	契約者回線と相互接続点との間の通信
電子メール	当社が付与するメールアドレスを利用して相互接続通信により送受信されるメッセージ
課金対象パケット	契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は映像等(制御信号等のうち符号又は映像とみなされるものを含みます。以下同じとします。)を含むパケット
特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)(以下「特定電子メール法」といいます。)第2条第2項に規定する特定電子メールに該当すると当社が認めた電子メール
起算日	当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間

消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金
アクセスポイント	当社が別に定める取扱所交換設備において、当社が設置する電気通信設備